

(案)

府消委第●号  
令和3年4月1日

内閣総理大臣 菅 義偉 宛て

消費者委員会  
委員長 山本 隆司

答 申 書

令和3年3月31日付け消取引第372号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）別表第2（第5条、第5条の2関係）の改正を行うことについて

以上

対象となる業務

電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者が行う特定信用事業  
電子決済等代行業等  
(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第92条の5の2第2項等)

金融サービス仲介業者が行う金融サービス仲介業務及び指定紛争解決機関が  
行う紛争解決等業務  
(金融サービスの提供に関する法律(平成12年法律第101号)第11条第8  
項及び同条第12項)

以上